国の債権に係る情報の公表

国土交通省　（社会資本整備事業特別会計港湾勘定）

歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

（単位：百万円）

	平成22年度								平成23年度								平成24年度							
	管理対象債権額			消滅額					管理対象債権額			消滅額					管理対象債権額			消滅額				
		前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分	前年度以前発生分		本年度発生分						前年度以前発生分		本年度発生分						前年度以前発生分		本年度発生分		
					うち不納欠損額		うち不納欠損額						うち不納欠損額		うち不納欠損額						うち不納欠損額		うち不納欠損額	
合　計	135,779	57,697	78,081	80,947	5,349	1	75,597	-	117,800	54,918	62,882	65,942	4,556	-	61,386	-	125,832	51,858	73,974	76,573	4,372	-	72,201	-
備　考	【前年度以前発生分】 埠頭整備資金等貸付金債権　53,543 港湾事業資金収益回収特別貸付金債権　2,526 【本年度発生分】 公共事業費地方負担金債権　72,078 埠頭整備資金等貸付金債権　2,459			【前年度以前発生分】 埠頭整備資金等貸付金債権　4,473 港湾事業資金収益回収償還時貸付金債権　575 【本年度発生分】 公共事業費地方負担金債権　72,078 受託事業費債権　1,466					【前年度以前発生分】 埠頭整備資金等貸付金債権　51,516 港湾事業資金収益回収特別貸付金債権　2,237 【本年度発生分】 公共事業費地方負担金債権　58,224 受託事業費債権　2,001			【前年度以前発生分】 埠頭整備資金等貸付金債権　3,821 港湾事業資金収益回収償還時貸付金債権　322 【本年度発生分】 公共事業費地方負担金債権　58,224 受託事業費債権　2,001					【前年度以前発生分】 埠頭整備資金等貸付金債権　48,972 港湾事業資金収益回収特別貸付金債権　1,949, 【本年度発生分】 公共事業費地方負担金債権　70,445 埠頭整備資金等貸付金債権　1,772			【前年度以前発生分】 埠頭整備資金等貸付金債権　3,815 港湾事業資金収益回収償還時貸付金債権　288 【本年度発生分】 公共事業費地方負担金債権　70,445 受託事業費債権　544				

※消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）第二十七条第一項各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

歳入金債権の年度末現在額の推移

（単位：百万円）

	平成22年度末現在額								平成23年度末現在額								平成24年度末現在額							
		一般分（徴収停止分を除く。）						徴収停止分		一般分（徴収停止分を除く。）						徴収停止分		一般分（徴収停止分を除く。）						徴収停止分	
		本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計				本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計				本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計			
		履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分
債権の種類																								
歳入																								
(款) 償還金収入																								
(項) 償還金収入	-	2,446	-	52,135	-	54,581	-	-	-	1,278	-	50,148	-	51,426	-	-	-	1,772	-	47,059	-	48,832	-	-
(目) 埠頭整備資金等貸付金債権	-	2,446	-	49,069	-	51,516	-	-	-	1,278	-	47,694	-	48,972	-	-	-	1,772	-	45,157	-	46,930	-	-
(目) 港湾事業資金収益回収特別貸付金債権	-	-	-	2,237	-	2,237	-	-	-	-	-	1,949	-	1,949	-	-	-	-	-	1,660	-	1,660	-	-
(目) 港湾事業資金収益回収償還時貸付金債権	-	-	-	827	-	827	-	-	-	-	-	504	-	504	-	-	-	-	-	241	-	241	-	-
(款) 雑収入																								
(項) 雑収入	1	36	205	7	206	43	-	-	212	5	206	7	419	12	-	-	-	0	419	7	419	7	-	-
(目) 返納金債権	-	36	0	-	0	36	-	-	-	5	0	-	0	5	-	-	-	0	0	-	0	0	-	-
(目) 延滞金債権	-	-	-	4	-	4	-	-	40	-	-	4	40	4	-	-	-	-	40	4	40	4	-	-
(目) 損害賠償金債権	1	-	204	2	206	2	-	-	171	-	206	2	377	2	-	-	-	-	378	2	378	2	-	-
合　計	1	2,482	205	52,142	206	54,625	-	-	212	1,283	206	50,155	419	51,438	-	-	-	1,772	419	47,066	419	48,839	-	-

※1. 計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計とは合致しないものがある。
　2.「特別会計に関する法律」附則第六十七条第一項第六号の規定により設置された港湾整備特別会計が廃止されたことに伴い、同法附則第二百四十四条第三項の規定により港湾整備特別会計の平成十九年度末における権利義務は、本特別会計の本勘定に帰属した。